

令和8年4月 教育委員会定例会 会議録

- 1 開催年月日 令和8年4月14日（火）
- 2 開催場所 神奈川県庁東庁舎9階教育委員会会議室
- 3 開会時刻 9時30分
- 4 閉会時刻 10時20分
- 5 出席した教育長及び委員
花田 忠雄 教育長
下城 一 委員（第一教育長職務代理者）
吉田 勝明 委員（第二教育長職務代理者）
笠原 陽子 委員
佐藤 麻子 委員
常陸 佐矢佳 委員
- 6 出席職員
教育局長 篠田 寛
県立高校改革担当局長 田村 暢
副局長 三杉 正篤
教育参事監（働き方改革担当） 濱田 啓太郎
教育参事監（学校教育担当） 渡貫 由季子
総務室長 飯田 馨
行政部長 鈴木 鎮夫
指導部長 大東 洋樹
支援部長 八矢 信宏
生涯学習部長 岡田 久
企画調整担当課長 星 孝樹
管理担当課長 松田 剛志
教職員企画課長 常山 敦司
参事兼教職員人事課長 鈴木 寿則
県立学校人事担当課長 普川 芳昭
高校教育課長 及川 博伸
子ども教育支援課長 本間 隆司
特別支援教育課長 立花 裕治
生涯学習課長 秋山 直樹
- 7 提出議題 次葉のとおり

教育委員会 4 月定例会 会議日程

日時 令和 8 年 4 月 14 日（火） 9 時 30 分から

場所 神奈川県庁東庁舎 9 階 教育委員会会議室
（オンライン会議システムを併用）

1 議事

日程第 1

定教第 1 号議案 令和 9 年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針について

定教第 2 号議案 令和 9 年度神奈川県立中等教育学校の前期課程使用教科用図書採択方針について

定教第 3 号議案 令和 9 年度神奈川県立高等学校等使用教科用図書採択方針について

定教第 4 号議案 令和 9 年度神奈川県立特別支援学校の小学部及び中学部使用教科用図書採択方針について

定教第 5 号議案 令和 9 年度神奈川県立特別支援学校の高等部使用教科用図書採択方針について

定教第 6 号議案 神奈川県立の図書館の利用等に関する規則の一部を改正する規則

定教第 7 号議案 人事案件について

日程第 2

報第 1 号 令和 8 年度神奈川県教科用図書選定審議会委員の委嘱等について

報第 2 号 神奈川県教育職員免許状再授与審査会委員の委嘱等について

教育委員会 4 月定例会 会議録

教育長 ただいまから教育委員会 4 月定例会を開会いたします。

 本会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に定める定足数に達しており、有効に成立しております。

 なお、本日吉田委員につきましては、会議規則に基づくオンラインの出席を認めております。

 本日の会議録署名委員でありますけれども、常陸委員を指名させていただきますので、よろしくお願いします。

常陸委員 （了解）

教育長 本日の議題であります。日程第 1 として「令和 9 年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針について」ほか 6 件の付議案件があります。

 また、日程第 2 として「令和 8 年度神奈川県教科用図書選定審議会委員の委嘱等について」ほか 1 件の報告案件があります。

 お諮りをいたします。本日の日程のうち、日程第 1 の定教第 7 号議案及び日程第 2 の報第 2 号は人事に関する案件であります。よって、地教行法及び会議規則の関係規定に基づきまして、会議を非公開にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。

 それでは、非公開案件は後で審議することとして、先に公開の案件に入りたいと思います。

 また、本日の日程のうち、日程第 1 の定教第 1 号議案及び定教第 2 号議案、また、定教第 4 号議案及び定教第 5 号議案については、関連する案件でありますので、それぞれ続けて説明を受けた後、一括して質疑を行うこととしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。

 それでは、会議規則の規定によりまして、ここからの進行を下城委員にお願いいたします。

下城委員 それでははじめに、進行の関係から、日程第 2 の報第 1 号に入ります。

報第 1 号

令和 8 年度神奈川県教科用図書選定審議会委員の委嘱等について

説明者 本間子ども教育支援課長

子ども教育支援課長 ファイル08の報第 1 号をご覧ください。「令和 8 年度神奈川県教科用図書選定審議会委員の委嘱等について」です。当審議会委員の委嘱等については、4 月 1 日に人事異動が確定し、第 1 回審議会の開催日が 4 月 9 日と迫り、急施を要したため、「神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第 2 条第 2 項の規定により、教育長が事務を臨時に代理しましたので、同条第 3 項の規定により報告します。2/8 ページには、選定審議会の委員の名簿を掲載しております。

委員の人数については、法に基づき、県の条例で「15 人以上 20 人以内」となっています。今年度は採択替えの年度ではありませんが、委員の数を 16 名とし、幅広いご意見をいただけるようにしています。

委員の構成としては、1 号委員は、義務教育諸学校の校長及び教員、2 号委員は、県教育委員会の指導主事及び市町村教育委員会の教育長、教育委員及び指導主事など、学校教育に専門的知識を有する職員、3 号委員は、教育に関し学識経験を有する者や保護者等となっています。なお、1 号委員については、委員全体のおおむね 3 分の 1 という法の規定がありますので、1 号委員の数は、6 名としています。

3/8 ページは、昨年度委員との新旧対照表です。

4/8 ページからは、関係法令等資料を掲載しています。教科用図書選定審議会については、4/8 ページ上段、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の第 10 条・第 11 条に基づき、県教育委員会が毎年度設置することが示されています。委員の任期については、その下の、施行令第 7 条にあるとおり、令和 8 年 4 月 1 日から 8 月 31 日までとなっています。

最後に 8/8 ページまでお進みください。教科用図書採択の今後の流れを掲載しています。

報告は以上です。

下城委員

それではご質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それではご質問がないようでしたら、報告以上にさせていただきます。

次に日程第 1 の、定教第 1 号議案及び定教第 2 号議案に移ります。

定教第 1 号議案

令和 9 年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針について

定教第 2 号議案

令和 9 年度神奈川県立中等教育学校の前期課程使用教科用図書採択方針について

説明者 本間子ども教育支援課長

子ども教育支援課長 定教第1号議案を提案するにあたり、まず、教科用図書の採択に関する概要や、関係法令等について説明をさせていただきたいと思います。ファイル 01-2「定教第1～5号議案関係」をご覧ください。1/18ページに、令和8年度教科用図書選定審議会に諮問した事項を記載しています。第1回審議会では、このうち「(1)」から「(5)」までの事項について、答申をいただきました。答申については、後ほど説明をいたします。

2/18ページ、「教科用図書採択スケジュール」の表をご覧ください。表は上段から小学校、中学校、高等学校、特別支援学校となっています。網掛けの部分が本年度です。法令により、小・中学校については、種目ごとに、同一の教科書を4年間採択すると定められております。今年度は、小・中学校とも採択替えはありません。県立高等学校等の教科書については、各学校それぞれが使用する教科書を県教育委員会が一括して採択します。これについては、毎年度、採択替えを行います。県立特別支援学校については、各学校、児童・生徒個々の状況に応じて、県教育委員会が、毎年度、採択替えを行います。

次に、3/18ページをご覧ください。「本県における教科用図書の採択について」、校種ごとに採択までの流れのポイントを説明します。「1 義務教育諸学校用の教科用図書の採択について」ですが、「(1)」では、県教育委員会の役割として、教科用図書採択地区を設定し、教科用図書選定審議会を設け、その意見を聞いて、採択方針を定め、これを基に市町村教育委員会に対し指導・助言、援助を行うことを記載しています。

「(2)」では、市町村教育委員会等の採択権者は、県教育委員会の指導・助言等を受け、種目ごとに1種の教科用図書を採択することを記載しています。なお、「(2)」のカッコ書き、「学校教育法附則第9条に規定する教科用図書」ですが、これは特別支援学校・特別支援学級で使用されるもので、市販されている絵本など、いわゆる一般図書と呼ばれるものも含めた中から、毎年度採択替えを行います。

次に「2 県立中等教育学校の前期課程の教科用図書の採択について」は、記載のとおりの流れで手続きを進め、県教育委員会が採択を行います。

次に「3 県立高等学校等の教科用図書の採択について」は、3/18ページから4/18ページに記載しています。まず、県教育委員会が採択方針を定めます。次に、学校ごとに、校長を議長とする教科書選定会議を開催し、採択方針及びガイドラインに基づき、次年度の使用希望教科書を選定し、選定理由を添えて県教育委員会に提出します。提出された各学校の使用希望教科書について、指導部長を委員長として校長代表や外部有識者で構成する「教科書調査委員会」で調査、研究を行った上で、県教育委員会に付議し、一括してご審議いただいております。

次に「4 県立特別支援学校小学部及び中学部の教科用図書の採択について」、学校ごとに専門委員会を設け、採択方針に基づき採択希望教科用図書表を作成し、県教育委員会に申し出て、審議会の意見を聞いた上で、県教育委員会が採択しております。

最後に、「5 県立特別支援学校高等部の教科用図書の採択について」ですが、学校ごとに選定委員会を設け、採択方針に基づき採択希望教科用図書表を作成し、県教育委員会に申し出て、教科書調査委員会の意見を聞いた上で、県教育委員会が採択します。

5/18ページからの「【別表】」には、5/18ページに義務教育諸学校の、6/18ページに県立高等学校、7/18ページに県立特別支援学校高等部の採択までの流れを掲載しています。8/18ページ以降には、関連の法令等について掲載しましたので、後ほどご覧ください。

それでは、定教第1号議案について説明します。ファイル 01の定教第1号議案をご覧ください。提案理由ですが、4月10日に神奈川県教科用図書選定審議会から答申がありましたので、この答申に基づき、本県の採択方針を制定いたしたく、提案するものです。

2/6ページをご覧ください。採択方針の前文です。

3/6ページをご覧ください。答申に基づき作成した、採択方針案の「1」から「5」について、ポイントを説明します。まず、「1 令和9年度義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について」ですが、採択に当たっての考え方などを「(1)」から「(6)」に示しています。「(1)」には、教科用図書は、検定を通った教科書の一覧である「教科書目録」から採択すること、「(2)」には、採択地区に設置されている審議会等は、全ての教科書について調査研究し、結果を報告すること、を示しています。「(3)」には、複数市町村で採択地区を構成する場合の手続きについて、示しています。「(4)」には、適正かつ公正な採択の確保や、開かれた採択の推進を図る観点から、教科書採択に係る情報について、採択事務の円滑な遂行に支障を来たさない範囲で、積極的な公開に努めること、「(5)」は、採択に当たって、静ひつな環境を確保するとともに、疑念の目が向けられることのないよう、関係者の意識の啓発に努めること、を示しています。「(6)」は、選定審議会の設置期間の終了後に、新たに採択する必要が出た場合について、示しています。

次に、「2 教科用図書採択基準について」ですが、各地区で行う採択の基準として、記載のとおり3点を挙げています。

4/6ページをご覧ください。「3 1つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法について」ですが、これは市町村教育委員会が、単独で教科用図書を採択するための方法を示したものです。基本的に県教育委員会が行う採択の仕組みに準じております。

次に、4/6ページから5/6ページにかけて記載している「4 教科用図書採択地区内に2以上の市町村が存する場合の採択方法について」ですが、これは同一地区内の各市町村教育委員会が、同一の教科用図書を採択するための方法を示しています。

5/6ページをご覧ください。「5 令和9年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点について」ご説明します。まず、「特別支援教育関係教科用図書」とは、記載のとおり、小学校若しくは中学校の特別支援学級又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において使用する教科用図書のことです。調査研究の観点については、その構成は「ア 教科・種目に共通な観点」と、次の6/6ページの中段、「イ 教科・種目別の観点」との大きな二つであり、記載内容は、昨年度の調査研究の観点と同様です。

定教第1号議案の説明は以上です。

続いて、ファイル 02、定教第2号議案をご覧ください。令和9年度に県立中等教育学

校の前期課程で使用する教科用図書の採択等について、今回、神奈川県教科用図書選定審議会からの答申に基づき、標記方針を制定いたしたく提案するものです。

2/2ページをご覧ください。令和9年度に平塚・相模原の両中等教育学校で使用する教科用図書については、中段以降、「1」から「3」に示した方針に則り、県教育委員会において採択します。その際、県教育委員会が作成した中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果を活用し、調査研究を行います。

定教第2号議案の説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いします。

下城委員 それでは、第1号、第2号議案まとめて、何か質問がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

笠原委員 以前にもお話ししましたが、教科書採択の手順というか、静ひつな環境の中で、こうしたルールに基づいて取り組んでいるということは重々承知しているのですが、先ほどの審議会の委員の方々にお願いするにあたって、この採択方針の中にもありますけれども、公正の確保、静ひつな環境の中で、という説明は、毎年度行うということで以前確認を取っているのですが、今年度もそのような方向でしていただいていると。つまり教科書採択というものが、先生方にとってみると、あまり日常的なものでない、要は採択されたものが教科書としてお手元にあるのだけれども、それがどういう流れで採択されているかということについては、それに関わっていらっしゃる方は分かっているのだけれども、なかなかそれが一般の先生方に周知される機会というものがなく、学校の中で需要数報告をするにしても、担当の先生がやっているの、各担任はあまり詳細には分かっていないところがあると思うのです。今デジタル教科書の件が様々議論されて、これからかなりの青写真が明確になってくると思うのですけれども、そもそもの教科書の定義が少しずつ変わっていくというなかで、今の教科書制度に基づいた採択というのが、この後大きく変わっていくというところもあるので、是非、教科書採択というものがどういう歴史性がある、その中で義務教育の子どもたちには全て、等しく教科書が配られているのだというあたりのところも含めて、関係の方々にはきちんと周知をすることが大事かと思います。

子ども教育支援課長 教科用図書選定審議会の第1回にあたりまして、この会議の性質、それから今後の手続き等流れの説明をさせていただいております。また、その中で、静ひつな環境の中で適正に採択されることが必要である、ということも含めて、説明をさせていただいております。委員の方々には、その旨、趣旨をよくご理解いただきまして、選定審議会でご発言をいただいております。また、デジタル教科書等についてですが、10月7日に文部科学省からデジタル教科書を今後教科書として無償給与の対象とする旨の報道等発表がされました。それを受けまして、4月10日に第1回のデジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議が開催されております。その中では、デジタル教科書をめぐっては、年齢が下がるほどデジタルの影響を受けやすくなる、との指摘

等原委員　引き続きよろしく願います。

等原委員 ありがとうございます。

教育長 それでは、ただいまの定教第1号議案と定教第2号議案について、原案のとおり決
 ることをご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。それでは引き続き、下城委員に
 お願いします。

下城委員　それでは、次に定教第３号議案に移ります。

定教第 3 号議案 令和 9 年度神奈川県立高等学校等使用教科用図書採択方針について
説明者 及川高校教育課長

8

る方針」並びに各教科の目標に基づいて、十分に教科用図書の調査研究を行い、生徒、学校及び地域の実情を考慮して採択します。文部科学大臣が作成する高等学校用教科書目録のうちから採択をする。「３ 採択に当たっては、公正の確保に留意する。」という３項目でございます。

前年度からの変更点として、補足を追記してございます。文部科学省が指定する「スーパーサイエンスハイスクール（SSH）」において、教育課程の特例が認められた科目で過年度使用していた教科用図書については、上記「２」によらない特例を認めることとしております。この点につきましては、文部科学省教科書課に確認し、メールで回答をいただいているところです。

また、採択の手続きに関し必要な事項については、この方針に基づき、神奈川県教育委員会教育長が別に定める、としております。

第３号議案の説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

下城委員 それではご質問がありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

常陸委員 補足の部分なのですが、これは昨年度も同じようなかたちで確か、あったかと思うのですが、今回メールでご確認をされているというのは、どういったことで、ご確認を文部科学省にされたのでしょうか。

高校教育課長 昨年度に確認をさせていただいて、その教科書を使ってよいという確認が取れておりますので、今年度も引き続きということになります。

常陸委員 ありがとうございます。

下城委員 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
それではご質問がないようでしたら、採決について、教育長にお願いいたします。

教育長 ただいまの定教第３号議案について、原案のとおり決することでご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。引き続き、下城委員にお願いします。

下城委員 それでは次に、定教第４号議案及び定教第５号議案に移ります。

定教第 4 号議案

令和 9 年度神奈川県立特別支援学校の小学部及び中学部使用教科用図書
採択方針について

定教第 5 号議案

令和 9 年度神奈川県立特別支援学校の高等部使用教科用図書採択方針に
ついて

説明者 立花特別支援教育課長

特別支援教育課長 それでは、定教第 4 号議案について、ご説明いたします。ファイル04「定教第 4 号議案」をご覧ください。

令和 9 年度に県立特別支援学校の小学部及び中学部において使用する教科用図書の採択等についての答申に基づき、標記方針を制定するためにご提案するものです。小学部及び中学部で使用する教科用図書については、県立であるため、県教育委員会が採択権者として採択することとなります。

2/2ページ「令和 9 年度神奈川県立特別支援学校の小学部及び中学部使用教科用図書採択方針」をご覧ください。中段以降、「1」から「3」にお示ししてありますように、採択方針を定めております。

「1 特別支援学校の小学部及び中学部においては、学習指導要領に定められた各教科の目標を達成する上で適切に編集されているか、また、児童・生徒の障がいの状態及び特性等からみて適切なものであるか、という基本的な観点に基づいて、教科用図書の調査研究を十分に行い、児童・生徒の一人ひとりの特性、学校及び地域の実情等を考慮して採択する。」

「2 文部科学大臣が作成する教科書目録（令和 9 年度使用）及び学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書から採択する。」

「3 採択に当たっては、公正の確保に留意する。」

内容につきましては、昨年度と特に変更はございません。以上、定教第 4 号議案の説明でございます。

続いて、定教第 5 号議案について、ご説明いたします。ファイル05「定教第 5 号議案」をご覧ください。

令和 9 年度に県立特別支援学校の高等部において使用する教科用図書の採択方針を制定するためにご提案するものです。

2/2ページ「令和 9 年度神奈川県立特別支援学校の高等部使用教科用図書採択方針」をご覧ください。高等部で使用する教科用図書については、定教第 4 号議案でご説明いたしました、小学部及び中学部で使用する教科用図書と、採択方法は異なりますが、中段以降、「1」から「3」にお示ししてありますように、採択方針は同様の内容となっております。内容につきましては、昨年度と特に変更点はございません。以上、定教第 5 号議案の説明でございます。ご審議よろしく願いいたします。

下城委員

それでは、二つまとめて、ご質問がありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。昨年と変更もないということで。よろしいですか。

それではご質問がないようでしたら、採決について、教育長にお願いいたします。

教育長 ただいまの定教第４号議案と定教第５号議案について、原案のとおり決することでご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。下城委員にお願いします。

下城委員　それでは次に、定教第6号議案に移ります。

定教第6号議案

神奈川県立の図書館の利用等に関する規則の一部を改正する規則

説明者 秋山生涯学習課長

生涯学習課長　それでは第6号議案「神奈川県立の図書館の利用等に関する規則」の一部改正について、ご説明をいたします。ファイル番号06の1/4ページをご覧ください。ページ下段の提案理由に記載のとおり、県立の図書館利用者の利便性向上を図るため、現行の図書館カードに加えて、ホームページからの手続きのみで来館せずに発行でき、スマートフォン等のモバイル端末で、本の貸し出しなど、図書館サービスが利用可能となる利用者番号を導入するため、所要の改正をいたしたく提案するものでございます。

次の2/4ページから3/4ページは、改正案と新旧対照表でございますので、後ほどご覧ください。

それでは続きまして4/4ページをご覧ください。改正の概要についてでございます。

「1 改正の趣旨」ですが、先ほど申し上げたとおり、スマートフォン等でも図書館サービスが利用可能となる利用者番号を導入するため、規則の一部を改正するものでございます。

「２ 改正の内容」ですが、「（１）」規則第６条関係として、図書館情報ネットワーク・システムに必要な事項を入力することにより、現行の図書館カードに代えて館外貸出しのための利用者番号の登録ができることを、規定をいたしております。また、

「(2)」第8条関係として、図書館カードの失効に利用者番号が失効する場合を加えてございます。

「3 施行期日」でございますが、公布の日から施行することとしております。

最後に、資料には記載はございませんが、規則改正にあたりまして、パブリック・コメントを実施したところ、1件の意見提出がございました。内容につきましては、スマホ等による利用者番号登録に肯定的な意見でございまして、改正規則案に反映させる事項はございませんでした。私からの説明は、以上でございます。

下城委員 それでは、ご質問がありましたら、お願いいたします。

佐藤委員 来館せずに、手続きができるということなのですけれども、具体的な利用者からの利便性という点、県立図書館にはあまりデジタルな資料がないということを前にもお伺いしたと思うのですが、例えば、郵送による取り寄せですとか、家で、このデジタルの利用者番号をもって、本当に来館せずに、本を取り寄せるということもあるのでしょうか。

生涯学習課長 おっしゃるとおり、郵送とか、宅配便で受け取ることも、今もできる状況でございますので、デジタル、電子申請が入れば、まったく家でそのまま申請から受け取りまで、というのが完結するものでございます。

佐藤委員 もう一つ、県内においては、市町村立の図書館もたくさんありまして、利用者の利便性向上ということだと、ほかの図書館とも、ここに図書館情報ネットワーク・システムとありますけれども、他の市町村の図書館との連携もあるのでしょうか。

生涯学習課長 今相互貸し出しということで、まさにこのネットワークで繋がっておりまして、例えば、どこかの市の図書館から、ある本を、県立の図書館を通じて借りることができるという、そういう連携をしております。

佐藤委員 分かりました。ありがとうございます。

下城委員 他に。

常陸委員 確認ですけれども、今現在は、図書カードの発行のために、必ず図書館に足を運ばなければいけないと、その状況がこのシステムの導入によって改善される、という理解でよろしいでしょうか。

生涯学習課長 おっしゃるとおりです。あとは郵送によって、図書館カードを作ることもできるのですが、そういった手間はかかる、という状況です。

常陸委員 なかなかスマートフォンで、そのシステムを利用して、アクセスするというのが、なかなか例えば高齢者の方ですとか、慣れない方もいらっしゃると思うのですけれども、そういった方へのご案内は何か準備をされているようなことがありますでしょうか。

生涯学習課長 今現在、何か具体的に、そういった方に向けて、というものはないのですけれども、引き続き当然、図書館カードの発行、郵送も含めてですね、できるという窓口は設けて

おりますので、今回デジタルによって、それを広げていくという、そういう状況でございます。

常陸委員 図書館の職員の方もお忙しいとは思いますが、何かそういったご質問、スマートフォンでどうやったら登録ができるのかといったようなご相談がありましたら、是非丁寧にご対応いただけるとありがたいと思います。

生涯学習課長 承知いたしました。

下城委員 今回の常陸委員のご意見に続けて、私も思ったのですが、多分高齢者の方が来館されるのに、先ほどの質問にあった、市町村の図書館には来られていると思うのです。だから、市町村の図書館の窓口で、県立の図書館もデジタルで、スマホからこういう登録ができるようになりましたよ、という手解きをして差し上げると、多分、高齢者の方もそこで手続きがスムーズにできるのではないかなと思いますので、よろしくお願いします。

生涯学習課長 はい。

下城委員 連携ですね。
他にいかがでしょうか。

佐藤委員 もう一つ。私もカードを持っているのですが、今回の新しいシステムは同じ番号になるのでしょうか。すなわち、私がダブルでというか、両方のシステムを使うことができるのでしょうか。

生涯学習課長 図書館カードを持っている方は、今の番号がそのまま引き継がれて、デジタルでも使える状況でございます。もう一回申請いただく必要はございません。

佐藤委員 カードを忘れて図書館に行ってしまったりすることもあるので、そういうときのためにモバイルで示せるというのは良いと思うのですが、既にカードを発行して持っている人も、これを申請すれば、同じ利用者番号で登録ができるということですか。

生涯学習課長 もう既にカードに利用者番号というものは振られてございますので、そこはその番号で使うということになります。

佐藤委員 申請ができるということですね。

生涯学習課長 別の番号になってしまう。

佐藤委員 別の番号になるのですか。

生涯学習課長 今の持っているものというのは、そのまま使えますので、今の番号が分かっていれば、あえて電子を申請しなくても、もう図書館カードの番号がそのまま電子でも使えるという、そういう状況でございます。

佐藤委員 少し分からなかった。私に番号が二つ振られてしまうことは、あり得るけれど、それはしてはいけないということ。

生涯学習課長 基本的には今お持ちのものを使っていただく、もう図書館カードの番号を作っていられれば、ですね。

佐藤委員 それをモバイルに取り込むことはできない。

生涯学習課長 できます。今の番号をそのまま使えるということです。利用者番号を、ですね。

佐藤委員 もし、一人の利用者が二つの利用者番号を持ってしまった場合に何か、運営側に不具合とか、あるのでしょうか。不具合というか、運営上の問題は発生する可能性があるのでしょうか。

生涯学習課長 申し訳ございません。具体的にどんな不具合がでるか、ということは今お答えがなかなかできないのですが、場合によっては、同じ人が二つを持つというのは、何か不具合が生じる可能性はあります。

笠原委員 この後伺おうと思ったのですが、この新たなシステムを導入することによって、利便性を図るとおっしゃったと思うのですが、その利便性が向上する反面、当然何らかの課題なり、問題なりが起きてくるだろう、ということは予測されているのだろうではないかなと思ったのです。つまりカードを持っていて、既に番号を持っていられの方が、さらに新たに番号が付されて、その一人の人が二重に使う、ということによって、何か、図書館図書の管理上の問題であるとか、いろいろ想定されることがあるのではないかと思います。その辺は何か具体的に、お考えになっていらっしゃるのですか。

生涯学習課長 そうですね。まさに今、チラシを作ってございまして、チラシを色んな所で周知していきますので、今のご懸念を含めて、そういったところもクリアにしながら、しっかり周知していきたいと思っております。

笠原委員 そうですね。やはり貴重な県の財産になるわけですから、その本の管理の上で、不具合が生じたり、戻ってこなかったり、当然リスクが生まれてくると思うので、是非その

辺のところを十分に内部で検討していただいて、できるだけ県民の方々が戸惑わないようにしていただきたいというところが一点と、それから、このシステムを導入することによって、図書館の中での人員の増員であるとか、器具の充実とか、というところについては図られているのですか。従前のものでやっているのか。

生涯学習課長 従前の体制で。

笠原委員 従前の体制で十分対応できると。

生涯学習課長 今のところは、考えております。また走り出したときに、何かあれば、当然そういった増員も含めて検討しなければならないのですけれども、今時点では従前のものというように考えております。

笠原委員 走り出してから不具合が起きて、県民の方が利用しやすくなるだろうと思ってやったのに、端末がパンクしてしまったとか、うまく登録できなかったということになると、せっかくの良いことが、あまり良い印象でなくなってしまう、というのが残念かと思うので、是非その辺も含めて、ある程度のリスクの予測をされた上で、対応していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

下城委員 いかがでしょうか。
これ、多分他県、他所ではやっていますよね。

生涯学習課長 やっております。

下城委員 恐らく、もっと早くやっているところもあるだろうし、うちが早いか遅いかはともかくとして、そういうところで、こんなトラブルがありましたよ、みたいなのは、参考事例あると思いますので、そういうことも踏まえて、新しいことですから、どんどん進めていけば、スマホで登録ができるということは、窓口で受付登録する人が減る、登録業務が減る、ということにもなるでしょうし、せっかくですから、良いところがうまくまわるように、設定をされていくと良いと思います。はい。お願いします。
吉田委員、よろしいですか。

吉田委員 (了承)

下城委員 それではご質問がないようでしたら、採決について、教育長にお願いいたします。

教育長 それでは、ただいまの定教第6号議案について、原案のとおりで決することでご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。

下城委員 それでは、次に進行の関係から、日程第2の報第2号に移ります。

ただいまから非公開の会議に入りたいと思います。会議規則第35条第2項の規定により、出席する職員として、教育局長、県立高校改革担当局長、副局長、教育参事監（働き方改革担当）、教育参事監（学校教育担当）、総務室長、行政部長、企画調整担当課長、管理担当課長、教職員企画課長を指定いたします。

（10時10分非公開の会議に入り、10時20分公開の会議に戻る）

教育長 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて閉会いたします。

＜非公開会議審議等結果＞

日程第 1

定教第 7 号議案

- ・ 管理担当課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

日程第 2

報第 2 号

- ・ 教職員企画課長から報告の後、質疑を行った。